

高知市が行う電力調達契約に係る環境配慮方針

(目的)

第1条 この方針は、本市が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定め、環境への負荷の低減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この方針において「環境に配慮した電力調達」とは、本市が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、小売電気事業者（以下「電気事業者」という。）の電力供給事業における環境配慮の状況について、環境評価項目を基準として評価した上で実施する電力の調達をいう。

(適用範囲)

第3条 この方針は、本市が行う電力調達契約に係る競争入札の全てに適用する。

(環境評価項目)

第4条 この方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

(1) 基本項目

- ア 二酸化炭素排出係数
- イ 未利用エネルギーの活用状況
- ウ 再生可能エネルギーの導入状況

(2) 加点項目

需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組状況

(入札参加資格の要件)

第5条 前条に定める環境評価項目について、別紙「電力の調達契約に係る評価基準」（以下「評価基準」という。）に示す配点により、算定した評価点の合計（以下「基準点」という。）が70点以上の電気事業者が入札参加資格を有するものとする。

(評価基準の設定)

第6条 前条における評価基準及び基準点は、毎年度見直しを検討する。

(評価)

第7条 本市が行う環境に配慮した電力調達契約の入札に参加を希望する電気事業者は、第4条に定める環境評価項目を、評価基準により算定し、その評価点等を「電力調達契約に係る環境配慮方針に基づく評価項目報告書」（別記様式）（以下「評価項目報告書」という。）に記載し、指定された期日までに市長に提出するものとする。

2 市長は、電気事業者から提出された評価項目報告書の内容を確認し、各電気事業者の評価点を判定する。

3 市長は、判定の結果について、当該電気事業者に通知するものとする。

(その他)

第8条 この方針により定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この方針は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和3年6月3日から施行する。

附 則

この方針は、令和4年5月24日から施行する。

別記様式

電力調達契約に係る環境配慮方針に基づく評価項目報告書

年 月 日

高知市長 様

住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 基本項目

No.	環境評価項目	数値	点数
①	1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	kg-CO2/kWh	
②	未利用エネルギー活用状況	%	
③	再生可能エネルギー導入状況	%	

2 加点項目

No.	環境評価項目	状況	点数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組状況	有 ・ 無	

3 合計点数

項目	点数
① ～ ④ の合計点数	

※1 「数値」及び「点数」には、別紙「電力の調達契約に係る評価基準」により算出した値を記載すること。

※2 各項目の条件を満たすことを示す根拠書類を添付すること。

電力の調達契約に係る評価基準

<評価基準表>

基本項目	区分	得点
① 令和2年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.425未満	70
	0.425以上 0.450未満	65
	0.450以上 0.475未満	60
	0.475以上 0.500未満	55
	0.500以上 0.525未満	50
	0.525以上 0.550未満	45
	0.550以上 0.575未満	40
	0.575以上 0.600未満	35
	0.600以上 0.625未満	30
	0.625以上 0.650未満	25
	0.650以上 0.690未満	20
	0.690以上	0
② 令和2年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和2年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組状況	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

<各用語の定義>

1 令和2年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数

令和2年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数は、地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和2年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数とする。

なお、令和2年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数が公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。

2 令和2年度の未利用エネルギー活用状況

未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和2年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。未利用エネルギー活用状況は次の式により算定する。

(算定方式)

令和2年度の未利用エネルギー活用状況(%) = 令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh) / 令和2年度の供給電力量(需要端)(kWh) × 100

- (1) 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。
 - ア 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
 - イ 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。
- (2) 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。
 - ア 工場等の廃熱又は排圧
 - イ 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「FIT法」という。）第2条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）
 - ウ 高炉ガス又は副生ガス
- (3) 令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
- (4) 令和2年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

3 令和2年度の再生可能エネルギー導入状況

再生可能エネルギー導入状況は次の式により算定する。

(算定方式)

令和2年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = (①+②+③+④+⑤+⑥) / ⑦ × 100

- ① 令和2年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端（kWh））
- ② 令和2年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端（kWh））
- ③ グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）
- ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）
- ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）
- ⑥ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる非FIT非化石証書の量（kWh）（ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる非FIT非化石証書に限る。）
- ⑦ 令和2年度の供給電力量（需要端（kWh））

- (1) 再生可能エネルギー電気とは、FIT法第2条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない。）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）
- (2) 令和2年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②+③+④+⑤+⑥）は、令和2年度の小売電気事業者の調整後排出係数算定に用いたものに限り、他小売電気事業者への販売分は含まない。
- (3) 令和2年度の供給電力量（⑦）には他小売電気事業者への販売分は含まない。

4 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組状況

需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。

具体的な評価内容として、次のことが挙げられる。

- 電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）
- 需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入）

例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等が挙げられる。なお、本項目は個別の需要家に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。